

裁判員制度について

第1 民事裁判と刑事裁判

- | | | |
|---|------|---|
| { | 刑事裁判 | 国が罪を犯した人を処罰するためのもの
人の犯罪事実を認定し、刑罰を科すべきか否かを定める |
| | 民事裁判 | 個人と個人の生活関係に関するトラブルを解決するもの
Ex. 売買代金や貸金の請求・離婚・相続 |

刑事裁判	民事裁判
検察官 対 被告人	原告 対 被告
国家 対 個人	私人 対 私人
国家刑罰権の行使	私的紛争の公権的解決

第2 裁判員裁判の概略

1 平成21年5月21日開始の裁判員制度とは

平成21年5月21日から、裁判員制度が開始されました。

裁判員制度は、国民が裁判員として「刑事裁判」に参加し、被告人が有罪かどうかや、被告人に対する量刑を裁判官と共に決める制度です。

裁判員6人、裁判官3人という構成が原則となります。

2 対象事件

一定の重大犯罪

(主要犯罪の例)

殺人、傷害致死、強盗致傷、強盗致死（強盗殺人）、強盗強姦、強盗致死傷、強制わいせつ致死傷、集団強姦致死傷、逮捕監禁致死、保護責任者遺棄致死、身代金目的略取誘拐、現住建造物等放火、危険運転致死、通貨偽造、汽車転覆等致死、偽造通貨行使、サリン等の発散、営利目的による覚せい剤の輸出入又は製造、航空機の強取、組織的な殺人 等

第3 裁判員に選ばれるまで

1 前年秋ごろ：翌年分の裁判員候補者名簿が作成される

裁判員候補者名簿は、衆議院議員選挙の選挙人名簿をもとにくじで作成されます。

2 前年11月ごろ：調査票とともに候補者に通知

裁判員候補者には、全国の地方裁判所から、裁判員候補者名簿への記載のお知らせと、就任禁止事由・辞退事由等を尋ねる調査票が送付されます。

調査票を返送しない場合の罰則はありません。

しかし、辞退事由等があるならば返送の方が望ましいです。

また、裁判員法（正式名称：裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）第101条は、「何人も、裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者若しくはその予定者の氏名、住所、その他の個人を特定するに足りる情報を公にしてはならない」と規定しています。

そのため、裁判員候補者が裁判員候補者となったことを不特定多数人に公表することは禁じられています。

ただし、同条に違反した場合の罰則は現時点ではありません。

第4 裁判員裁判の流れ

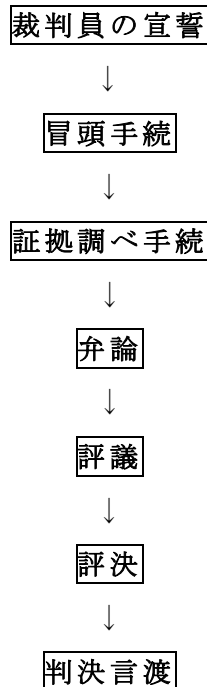
裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に法壇に上がり、刑事事件の公開の法廷の審理に立ち会います。

法廷の審理では、証拠書類を調べるほか、事件の目撃者や被告人に対する質問などが行われます。

裁判員が質問することもできます。

証拠調べが終わったら、非公開の評議室で、裁判員が裁判官とともに事実認定、有罪無罪の決定、被告人の量刑について話し合い、評決を下すこととなります。

<裁判員裁判の流れ>



第5 裁判員の守秘義務

守秘義務の対象となるのは、①評議の秘密、②評議以外の職務上知った秘密です。

①評議の秘密

- ・どのような過程を経て結論に達したか（評議の経過）
- ・裁判員や裁判官がどのような意見を述べたか
- ・その意見を支持した意見の数や反対した意見の数
- ・評決の際の多数決の人数 等

②評議以外の職務上知った秘密

- ・記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項
- ・裁判員の名前 等

裁判員の任務が終了した後も、守秘義務は存続し、秘密の漏洩に対しては罰則があります。

もともと、裁判員についての一般的な感想や公開法廷で見聞きしたことは話しても問題ないとされています。

以上

2009/5/1